

船舶の一生とインベントリ

建造



運航中



運航中に必要な貯蔵品
電化製品、薬品、洗剤等生活用品



タンク内、機器内の
ビルジやオイル



リサイクル
解撤

リサイクル前時点の船舶の現状を反映するためにインベントリ部の更新に合わせ、Ⅱ部・Ⅲ部も作成されます。

インベントリⅠ部の作成

— インベントリⅠ部の維持更新 —

インベントリⅠ部の更新による最新化

【シップリサイクル条約上の手続】

インベントリⅡ部・Ⅲ部の作成

シップリサイクル条約とインベントリ

2009年5月に、船舶のリサイクルにおける労働災害や環境汚染を最小限にするため、通称シップリサイクル条約が採択されました。条約では国際航海する国際総トン数500トン以上の商用船はインベントリ（船舶の有害物質一覧表）を作成し、備え付けておく事が義務付けられています。

（注）国際総トン数500トン以上というのは、国内の総トン数では、二層甲板船では145総トン程度以上、その他の船舶では325総トン程度以上となります。

インベントリは人体や環境に有害な物質がその船舶のどこに・どれだけ存在しているのかを示すものです。船舶リサイクル施設は解体作業計画を立てる際に、インベントリに記載された情報を活用し、安全で環境負荷の低いリサイクルを行うようにします。

インベントリⅠ部とⅡ部・Ⅲ部

シップリサイクル条約およびインベントリガイドラインには次のことが規定されています。

インベントリにはⅠ部・Ⅱ部・Ⅲ部があり、その記載内容や作成時期が異なります。まず、Ⅰ部は新造船では設計・建造の段階で、就航船（現存船）では運航期間中に作成します。Ⅰ部には、船舶の構造・機器・塗料に含まれるアスベスト、PCB、オゾン層破壊物質、鉛、水銀などの有害物質について、調査してその概算量、位置、機器の名称などを記載します。船舶の運航期間中、特に修繕、改造または売買時には適切に維持・更新します。作成され、維持・更新されたインベントリは検査を受けます。

次にⅡ部・Ⅲ部はリサイクル直前に作成します。Ⅱ部には、廃油やビルジなどの「運航中に発生する廃棄物」について、調査・測定してその概算量、位置などを記載します。Ⅲ部には、燃料・潤滑油などの残留油をはじめ、電池、医薬品などの備品、さらにはコンピューターやテレビといった一般民生品などの「貯蔵品」について、調査・測定してその概算量、位置などを記載します。

船舶のリサイクルに先立っては、適切に維持・更新されたⅠ部に加え、Ⅱ部・Ⅲ部を作成して最終の検査を受けます。

Ⅱ部・Ⅲ部はいつ作るの？

インベントリⅡ部・Ⅲ部はリサイクルが決定してから、リサイクル直前に作成します。

Ⅱ部・Ⅲ部は誰が作るの？

船舶の運航中に発生する物質や船内に貯蔵される物質については本船関係者の方々が最も良く把握されておられるため、インベントリⅡ部・Ⅲ部は一般的に船主さまと本船で作成するのが便宜的であると考えられますが、JSTRAなどの作成支援を受けることも可能です。

Ⅱ部・Ⅲ部には何を書くの？

下のような品目について記載します。⇒ 詳しくは裏面でご紹介する作成の手引きをご覧ください。

Ⅱ部・Ⅲ部に記載する品目例

Ⅱ部：運航中に発生する廃棄物

- 廃油（スラッジ）
- ビルジ
- 油性液体貨物残留物
- パラスト水
- 未処理水
- 処理済汚水
- 燃料ガス
- 乾貨物残留物
- 焼却炉灰
- 廃物
- 燃料タンク残留物
- 油性個体貨物残留物
- ⋮

Ⅲ部：貯蔵品

- 灯油
- 軽油
- 潤滑油
- 油圧用作動油
- プロパン
- 酸素
- 二酸化炭素
- メタン
- ハイドロフルオロカーボン
- 燃料
- 電池
- 医薬品
- ⋮
- コンピューター
- 冷蔵庫
- プリンタ
- スキャナ
- TV
- ラジオ
- 電話
- 乾電池
- 蛍光灯
- ⋮